

桜井市営住宅浄化槽維持管理業務委託

桜井市営住宅浄化槽維持管理業務委託仕様書

浄化槽の維持管理作業は、下記の項目について合併処理浄化槽にあっては一週間に一回、その他については二ヶ月に一回とする。施設及び回数は以下のとおり。

	数量
1 下河原住宅 浄化槽 144人槽 (1回/週)	
合併処理	
1 管理作業費	40
2 滅菌	10
3 スクリーン、沈砂地異物の処理	40
4 水質検査費	10
5 消耗品交換	10
6 特別検査(BOD、COD、SS、PH、大腸菌、窒素、磷)	1
7 諸経費	10
2 初瀬東住宅 浄化槽 130人槽 (1回/週)	
合併処理	
1 管理作業費	40
2 滅菌	10
3 スクリーン、沈砂地異物の処理	40
4 水質検査費	10
5 消耗品交換	10
6 特別検査(BOD、COD、SS、PH、大腸菌、窒素、磷)	1
7 諸経費	10
3 初瀬東住宅3～12号棟 浄化槽 各30人槽	
単独処理	
単独処理浄化槽保守点検	5
4 初瀬東住宅1号棟 浄化槽 35人槽	
単独処理	
1 基本点検	5
2 消毒薬剤	5
3 諸経費	5
5 初瀬東住宅2号棟 浄化槽 30人槽	
単独処理	
1 基本点検	5
2 消毒薬剤	5
3 諸経費	5

浄化槽維持管理業務対象箇所一覧表

名称	住 宅 名	所在地	形 式	人槽
合併浄化槽	初瀬東住宅(4F)	初瀬	長時間バッキ方式	130人槽
	初瀬下河原住宅	初瀬	接触バッキ方式	144人槽
単独浄化槽	初瀬東住宅(1号棟)	初瀬	分離接触バッキ方式	35人槽
	初瀬東住宅(2～12号棟)	初瀬	分離接触バッキ方式	30人槽×11